

## 高槻市マンホール広告の掲載に関する要領

令和6年4月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、高槻市広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）及び高槻市広告掲載基準（以下「基準」という。）に基づき、マンホール蓋に掲載する有料広告等（以下「マンホール広告」という。）の手続き等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(掲載対象)

第2条 マンホール広告の掲載対象は、別表に定める区域の歩道上に設置されたマンホール蓋のうち市が決定したものとする。ただし、第7条の申込者の希望により、市長が特に認めるものについては、車道上に設置することができる。

(規格等)

第3条 マンホール広告の規格等は、次のとおりとする。

- (1) マンホール広告の大きさは、マンホール蓋の中心から半径25センチメートルの円形とする。
- (2) 市が指定するマンホール広告のデザインテンプレートは、別表に定めるとおりとする。
- (3) 掲載するマンホール広告の内容は、要綱、基準及びこの要領に基づくものとする。

(掲載期間)

第4条 マンホール広告を掲載する期間（以下「掲載期間」という。）は、マンホール広告を表示したマンホール（以下「マンホール広告蓋」という。）を設置した日が属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月。以下「開始月」という。）の初日から起算して3年間とする。

(マンホール広告掲載の募集)

第5条 市長は、マンホール広告掲載の募集については、市のホームページに掲載する等の方法により行うものとする。

(広告料)

第6条 高槻市行政財産使用料条例（条例第574号）第5条第1項第3号の規定による使用料としてマンホール広告の掲載料（以下「広告料」という。）を徴収する。

- 2 広告料は、1か所につき、消費税及び地方消費税を含み年額66,000円とする。

(広告掲載の申込み)

第7条 マンホール広告の掲載を希望する市内事業者（以下「申込者」という。）は、高槻市公有財産規則（昭和53年高槻市規則第2号）第18条の行政財産使用許可申

請書に、高槻市マンホール広告掲載申込書（様式第1号）及び次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業の概要が分かる書類（会社案内、法人にあっては履歴事項全部証明書の写し等）
- (2) 資格又は免許を必要とする業種にあっては、それを証明する書類の写し
- (3) 納税証明書
- (4) 要件申立書（様式第2号）  
（広告掲載の決定）

第8条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、当該申込みの内容を審査し、マンホール広告の掲載の諾否を決定するものとする。ただし、同一のマンホール蓋に対し複数の申込みがあった場合の審査及び決定の順は、くじで定める。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、マンホール広告が公益を目的とするものであり、その内容が市の施策と合致するものと認める場合は、優先して審査することができる。

3 市長は、第1項の規定によりマンホール広告の掲載の諾否を決定した場合は、高槻市公有財産規則第19条の行政財産使用許可書として高槻市マンホール広告掲載・不掲載決定通知書（様式第3号）により、申込者に通知するものとする。

（デザインの提出）

第9条 前条の規定によりマンホール広告の掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、マンホール広告のデザインのデータを、市長が指定する期日までに市長が指定する方法で作成し、及び提出しなければならない。

2 市長は、前項のデザインについて、広告主に対し、内容の修正等を指示することができる。

（マンホール広告蓋の作製）

第10条 市は、前条第1項の規定によりマンホール広告のデザインのデータが提出されたときは、当該マンホール広告蓋を作製するものとする。

2 前項のマンホール広告蓋の作製に要する費用（以下「マンホール広告蓋作製費用」という。）は、広告主の負担とする。

3 マンホール広告蓋作製費用は、市場価格等を参考に、市長が別に定める。

4 第1項の規定により作製したマンホール広告蓋は、市が所有権を有するものとする。

5 前項の規定は、マンホール広告に関する著作権、意匠権その他の知的財産に関する権利を市が有するものと解釈してはならない。

6 市はアクリル製のミニチュアマンホールを作製し、1広告主につき1度限り無償で提供することができる。ただし、広告主の希望により鋳物製のミニチュアマンホールを作製するときは、アクリル製のミニチュアマンホールの作製費用との差額相当額を広告主が負担することで提供することができる。

(マンホール広告蓋の設置)

第11条 市は、前条第1項の規定によりマンホール広告蓋を作製したときは、当該マンホール広告蓋を掲載対象のマンホールに設置するものとする。

2 市は、マンホール広告蓋を設置しようとするマンホールに設置されているマンホール蓋とマンホール広告蓋の交換に要する工事に係る費用を負担するものとする。

3 市長は、第1項の規定によりマンホール広告蓋の設置が完了したとき、高槻市マンホール広告掲載期間決定書(様式第4号)により広告主に通知するものとする。

(撤去)

第12条 市は、マンホール広告が次の各号のいずれかに該当する場合は、第11条の規定により設置したマンホール広告蓋を撤去するものとする。この場合において、市長は、広告主の希望により当該マンホール広告蓋を広告主に贈与することができる。

(1) 掲載期間が終了した場合

(2) 掲載の決定を取り消した場合

2 市長は、前項第1号のように掲載期間が終了した場合は、高槻市マンホール広告掲載期間終了通知書(様式第5号)により広告主に通知するものとする。

(掲載期間の変更)

第13条 広告主は、掲載期間の変更を希望するときは、広告期間が終了する3か月前までに、市長に高槻市マンホール広告変更申込書(様式第6号。以下「変更申込書」という。)を提出するものとする。

2 前項の掲載期間の変更の申込みは、1月を単位としなければならない。ただし、変更後の掲載期間は、当初開始月の初日から6年を超えることができない。

3 市長は、第1項の規定による申込みがあったときは、当該申込みの内容を審査し、掲載期間の変更の諾否を決定するものとする。

4 市長は、前項の規定により掲載期間の変更の諾否を決定したときは、高槻市マンホール広告掲載変更決定・不承認通知書(様式第7号。以下「変更決定等通知書」という。)により広告主に通知するものとする。

(広告の変更)

第14条 広告主は、掲載期間中にマンホール広告の変更を希望するときは、市長に変更申込書を提出するものとする。この場合において、広告の変更に伴い必要となる手続き等については、第8条第1項及び第9条から第12条の規定を準用する。

2 市長は、前項において準用する第8条第1項の規定によりマンホール広告の変更の諾否を決定したときは、変更決定等通知書により広告主に通知するものとする。

(広告料の納付等)

第15条 広告主は、1年分の広告料及びマンホール広告蓋の作製費用を、市長が指定する期日までに一括して前納しなければならない。ただし、広告料について、1年分を納付しないことに市長が理由があると認めるときは、この限りでない。

(当事者の責任等)

第16条 市は、マンホール広告蓋の維持管理を行う。ただし、第14条の規定により掲載期間が当初の期間から延長された場合であって、開始月の初日から3年を経過したマンホール広告蓋については、市長が、安全上支障があると判断した場合は、広告主の負担により修繕等を行なわなければならない。

2 市は、前項のマンホールに起因して第三者に損害を与えた場合は、その責任を負う。

3 前項の規定にかかわらず、広告主は、マンホール広告に関し、第三者からの苦情、被害救済、損害賠償の請求等の問題が生じたときは、自らの責任でこれらを解決しなければならない。

(広告料等の還付)

第17条 納付された広告料及びマンホール広告蓋作製費用は、還付しない。ただし、特別の理由があると市長が認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(掲載の停止等)

第18条 市は、次の各号のいずれかに該当するときは、マンホール広告の掲載を停止し、又は当該マンホール広告蓋を移動することができる。

(1) 市の事業を広報するために必要がある場合

(2) 下水道事業の工事のために必要がある場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、必要と認める場合

2 市長は、前項の規定によりマンホール広告の掲載を停止し、又は当該マンホール広告蓋を移動したときは、その期間を書面により、広告主に通知するものとする。

3 第1項の規定によりマンホール広告の掲載を停止したときは、当該停止に係る期間は第4条の掲載期間に含めない。

4 第1項の規定によるマンホール広告の掲載の停止に起因して生じた損害については、市は、賠償の責めを負わない。

(掲載決定の取消し等)

第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、マンホール広告の掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 広告主が、指定する期日までに広告料及びマンホール広告蓋作製費用を納入しない場合

(2) 広告主が、指定する期日までにマンホール広告のデザインのデータを提出しない場合

(3) マンホール広告の内容及びデザイン等が、法令、要綱又は基準に違反していると市長が認める場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長がマンホール広告の掲載を適切でないと判断した場合

2 市長は、前項の規定によりマンホール広告の掲載の決定を取り消したときは、高槻

市マンホール広告掲載決定取消通知書（様式第8号）により、広告主に通知するものとする。

3 第1項の規定によるマンホール広告の掲載の決定の取消しに起因して生じた損害については、市は、賠償の責めを負わない。

（広告デザインの活用）

第20条 広告主は、前項に係るデザインの使用等に関し、市に無償で提供するものとする。


（その他）

第21条 この要領に定めるもののほか、マンホール広告の掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第2、3条関係）

区 域	設置箇所	デザインプレート
将棋のまち 高槻応援企 業エリア	J R 高槻駅北駅前広場 6箇所（A-①～A-⑥） 	外周部分に「〇〇は将棋のまち高槻を応援してます」と記載されている ※〇〇は社名等を記載する 